

第 1 章

計画の基本事項

1. 緑の基本計画とは

(1) 計画の目的

緑は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものです。緑の基本計画は、都市緑地法に基づき定められる「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、我孫子の特徴ある緑を守り、つくり、育て、そして次世代へその価値を継承していくための、長期的視点で定める都市の緑に関する総合的な計画です。

本市では、平成11(1999)年6月に最初の緑の基本計画を策定し、平成26(2014)年3月に見直しを行いました。本計画は、前計画の計画期間が令和4(2022)年度で満了となったことから、新たな計画として全面改定を行ったものです。

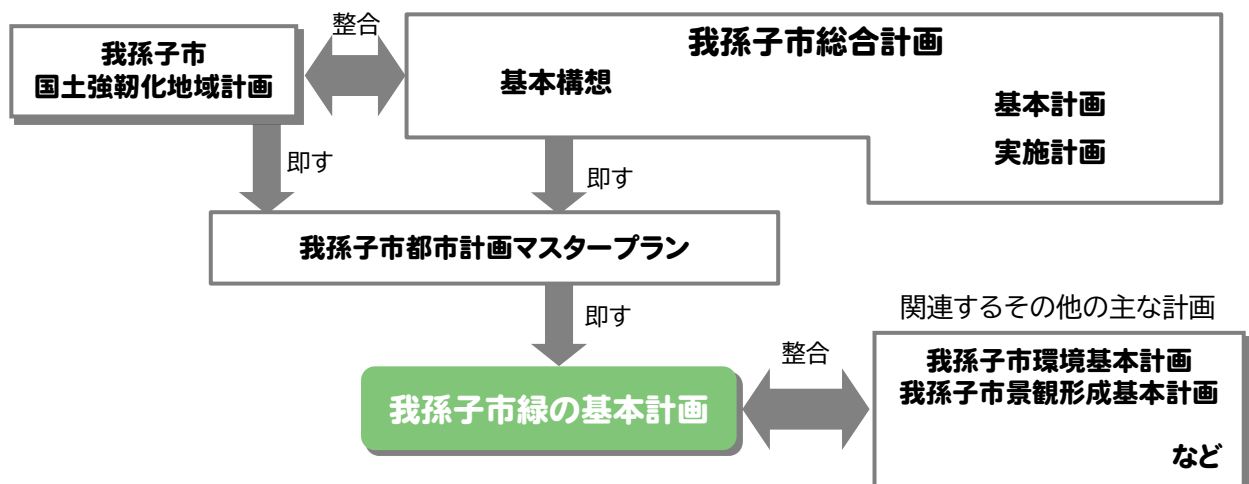
今回の計画改定では、社会情勢の変化や関連法の改正、また上位・関連計画との整合を図るとともに、これまでの施策の実績などを踏まえ、緑の持つ機能や役割がより効果的に発揮され、新たな緑のまちづくりを進めることを目的とします。緑を守り、つくり、育てることは、行政だけでは不可能です。本計画は、我孫子市はもとより、市民や活動団体、事業者などの多くの主体が連携・協働しながら取り組むための指針となります。

(2) 計画の位置づけと計画期間

① 計画の位置づけ

本計画は我孫子市総合計画と我孫子市都市計画マスタープランを上位計画と位置づけ、環境基本計画、景観形成基本計画などの関連計画と整合を図ります。

■ 計画の位置づけ

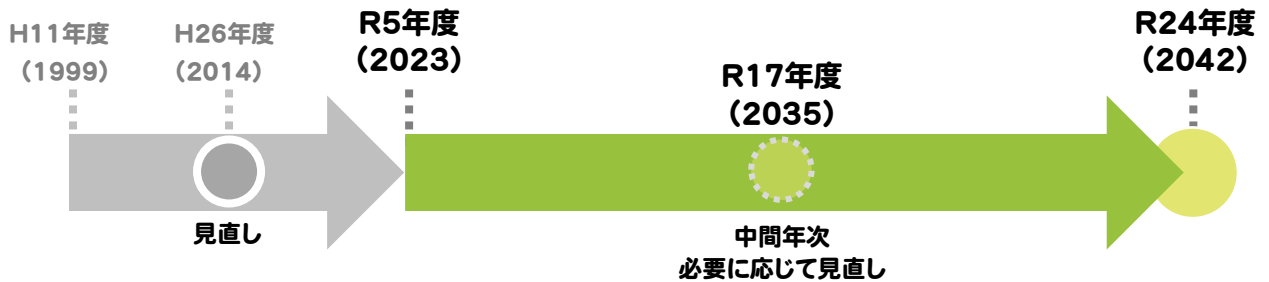


②計画の期間

本計画の期間は、令和5(2023)年度から令和24(2042)年度とし、中間年次を令和17(2035)年度とします。

ただし、計画期間内に上位計画の見直しや社会情勢の変化、また広域的なプロジェクトの進展など、計画への対応が必要となった場合は見直しを行うものとします。

■計画期間

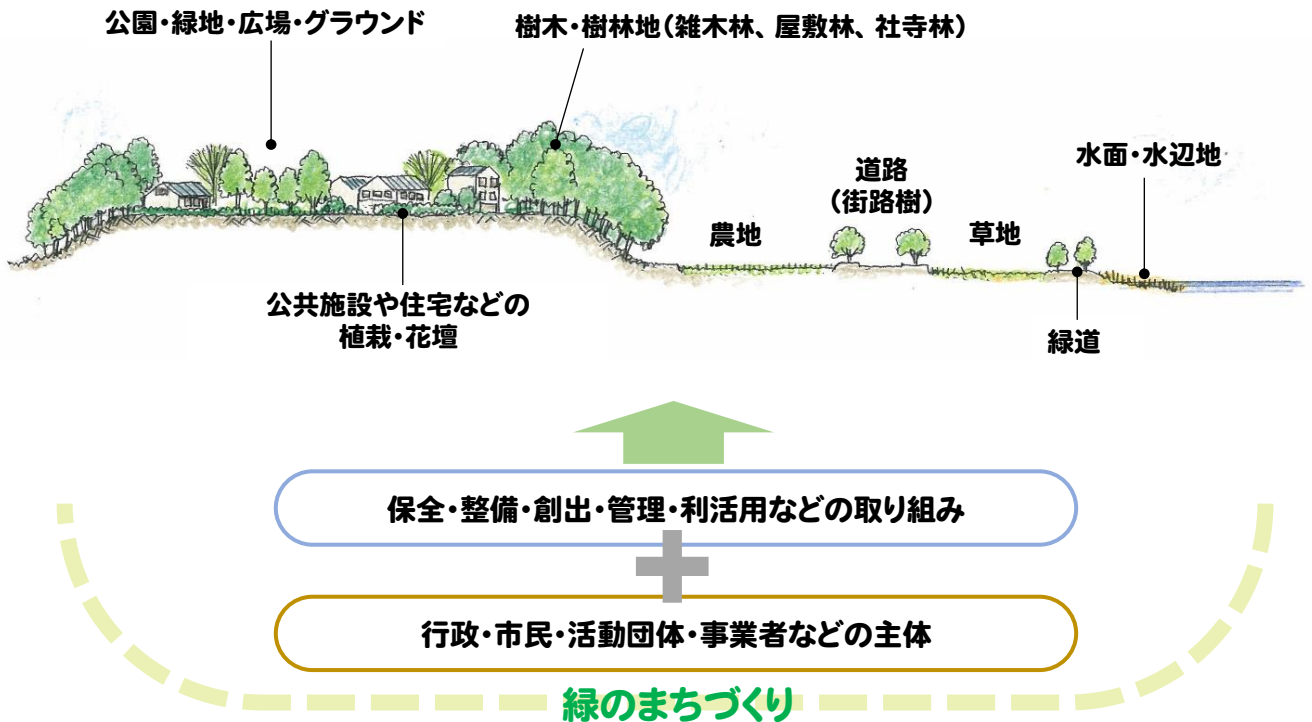


(3)計画で対象とする「緑」と「緑のまちづくり」

この計画で対象とする「緑」は、樹木や草花、街路樹などの植物や屋敷林・社寺林・樹林地・草地・農地(田・畑)・河川・池沼・水路・公園・緑地・広場・グラウンド・花壇などの植栽地などです。

また、これらの緑や緑がある土地の保全・整備・創出・管理・利活用などの取り組みを「緑のまちづくり」とし、計画の対象とします。

■計画で対象とする緑と緑のまちづくり



2. 計画改定の背景

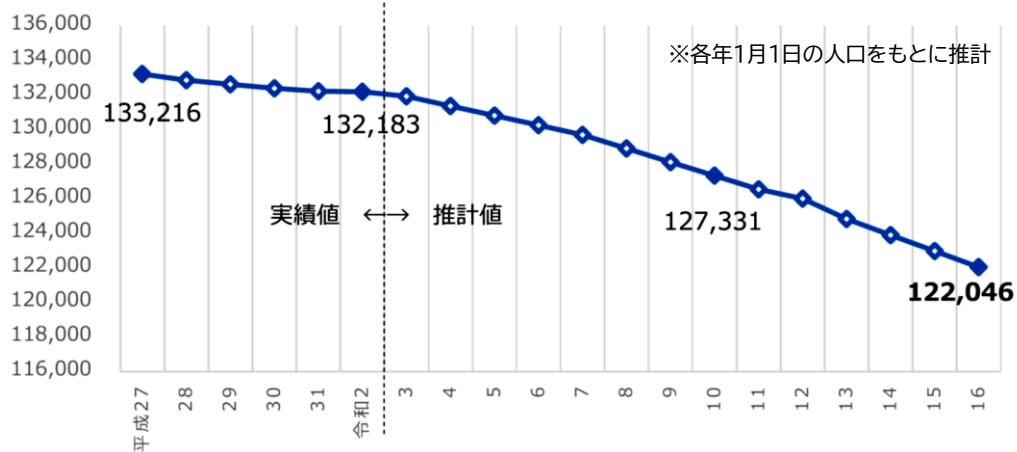
(1) 緑を取り巻く社会情勢

昨今の緑を取り巻く社会情勢について整理します。

■ 人口の減少と高齢化が進行しています

- 我が国では平成20(2008)年をピークに人口減少社会を迎えています。
- 我孫子市においては、平成23(2011)年の13.5万人をピークに減少し、令和3(2021)年には13.2万人となっています。また、令和16(2034)年には12万人にまで減少するとされています。
- 高齢化率は、令和3(2021)年は31.1%ですが、令和16(2034)年には36.3%に達する見込みで、実に、3人に1人以上が高齢者という時代を迎えます。

■ 人口の推移 (令和2年までは実績値、令和3年から推計値)



出典:我孫子市第四次総合計画

■ 自然災害に対する意識が高まっています

- 今後高い確率で発生するといわれる南海トラフ地震や首都直下地震などの切迫性も指摘されています。また近年は、特に大型台風や集中豪雨などによる風水害が多発・激甚化が顕著となっています。
- このような自然災害のリスクに対して、被害を最小限にすること(減災)やレジリエンス(回復力)を高めることに対する市民の意識も高まっています。

■ ライフスタイルやワークスタイルが多様化しています

- 少子高齢化などを背景に我が国のワークスタイルにも変化がみられ、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を意識した取り組みが広がっています。また、消費のトレンドが所有から利用に移行しているように、価値観の変化もみられます。
- 令和2(2020)年初頭から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大は、ライフスタイルやワークスタイルの多様化にも拍車をかけ、新しい生活様式(ニューノーマル)を取り入れたまちづくりが模索されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■SDGsの17のゴール

出典：国際連合広報センター ホームページ

■持続可能な社会の形成が求められています

- 気候変動という地球レベルでの環境問題が深刻化し、異常気象とともに、水や食料の確保、生態系などに大きな影響を与えることが懸念されています。
- 2015年の国連サミットにおいて、国際社会の共通の目標として「2030アジェンダ」が採択され、その中心に「持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goalsの略称)」が採択されました。SDGsは17のゴール・169のターゲットから構成され、普遍的な目標として、我が国でも積極的に取り組んでいます。本計画は、17のゴールのうち、特に、3〈保健〉、4〈教育〉、6〈水・衛生〉、8〈経済成長と雇用〉、11〈持続可能な都市〉、12〈持続可能な消費と生産〉、13〈気候変動〉、14〈海洋資源〉、15〈陸上資源〉、17〈実施手段〉に関連します。
- 生物の多様性を保全するために、2021年のG7サミットにおいて、我が国を含めて2030年までに陸域・海域の少なくとも30%の保全・保護(30by30)を進めることに合意しました。
- 本市は、令和2(2020)年7月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指すゼロカーボンシティ宣言を表明しました。

■厳しい財政状況が続くと考えられます

- 人口、特に生産年齢人口の減少により、多くの自治体と同様、我孫子市でも歳入は減少する傾向にある一方、歳出は社会保障関連経費が増加する傾向にあります。
- また、高度経済成長期に整備された公共施設の多くが老朽化し、改修・更新時期が一斉に到来することから、整備や改修の経費だけでなく、維持するための経費も不足することが予想され、財政は厳しい状況が続くと考えられます。

■技術革新が急速に進展しています。

- ICTやIoTなどの情報・通信技術の急速な発達により、現実(リアル)と仮想(バーチャル)が高度に融合した社会(Society5.0)の実現が期待されています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止に関しても、これらの技術的な支えがなければ対応できなかったことも多くあります。今後、災害リスクの回避やライフスタイル・ワークスタイルの多様化への対応などの課題にも、この新たな技術に大きな期待が寄せられています。

3.計画改定の考え方

(1)緑の多様な機能

昨今では緑に求められる役割は見直され、単に緑を増やすし維持するだけでは、今後のまちづくりに十分に対応することができません。

このようなことから、緑を市民の暮らしとの関係の中でとらえ、社会的な解決のために、いかに緑の機能をより効果的に発揮させるか、という視点が重要となっています。

都市における環境の保全・改善

- 樹木や草花の被覆面は、太陽光などからの熱を抑え、また緑陰の形成や蒸散作用によって気温の上昇を抑制することから、ヒートアイランド現象の緩和に寄与します。
- 連続した緑の空間は「風の道」を形成し、清涼な空気の流れは、市街地の高温で汚染された空気を浄化する効果があります。
- 緑は、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の吸収源としての役割を担っています。
- 騒音・振動の緩和、防塵など都市環境の保全・改善に役立っています。

良好な景観の形成

- 手賀沼や斜面林が我孫子らしい景観をつくっているように、緑は地域の景観を特徴づける要素です。そのような景観から、私たちは精神的なやすらぎやなつかしさ、そして誇りや愛着、ふるさと意識を感じられます。
- 緑は、人工物が多い空間にうるおいを与え、季節感のある美しい景観を形成します。

歴史や文化の継承

- 手賀沼とそれを取り巻く豊かな自然環境に魅せられた多くの文豪や文化人が、手賀沼のほとりに居を構え、現在その旧居などは大切な文化遺産として残されています。
- 地域の祭りや伝統行事は、自然と人とのかかわりの中で育まれてきました。

防災・減災

- 緑は、火災時の延焼防止に大きな役割を果たすほか、雨水を貯留・浸透させる(かん養)機能があり、浸水や水害の被害の緩和に役立ちます。
- 公園などのオープンスペースは、避難場所や救援活動の拠点として活用されます。
- 緑は防風、表土の浸食や土砂の流出の防止などの機能があります。

健康増進

- 緑は、精神的なやすらぎを与え、ストレスや疲れをいやし、緊張を緩和することで病気の予防や未病対策につながります。また、運動などの健康づくりに役立ち、健康寿命を延ばす働きがあります。

生きものの生息地・生育地の確保・保全

- 生物多様性がもたらす恵みは、「生態系サービス」と呼ばれ、酸素や水の供給などのさまざまな条件を整え、食料など、暮らしに必要なものの原料を生み出しています。
- 緑は、水源をかん養し、多様な生きものの生息・生育の空間を提供しており、生態系の維持など生物多様性を保持するうえで、重要な役割を果たしています。

(2) グリーンインフラの推進

「グリーンインフラ」は、緑の機能を積極的に活用して、社会的な課題の解決や持続可能な地域づくりを進める取り組みです。このグリーンインフラの推進によって、防災や減災、健康づくりや子育て支援など、さまざまな面で生活の質(Quality of Life)の向上を図ります。

レクリエーション・遊びの場の提供

- 公園などの緑は、休息、憩い、散策、スポーツなどの野外レクリエーションの場を提供します。
- 緑の空間は、子どもたちの生きる力を育む外遊びの場となります。

教育・子育ての場の提供

- 緑とのかかわりは、子どもたちの感性を養い、さまざまな知識を与えてくれます。
- 樹林地や水辺などは、自然体験や環境学習の場となります。
- 公園や緑地は、親子が安心して過ごす環境を提供します。

コミュニティの形成やにぎわいの創出

- 花壇づくりや樹林地の保全活動、菜園での農作業など、緑を介したさまざまな活動は、人と人の関係を築き、コミュニティの場となっています。
- 公園や広場は、イベントを行うなど多くの人が集まる楽しい空間となり、交流の場となります。
- 地域の特徴をアピールすることで人の流れが生まれ、にぎわいを創出します。

グリーンインフラの推進による 我孫子らしい豊かな緑の暮らしの創造

社会的な課題の解決や
持続可能な地域づくりに役立てながら、
地域の暮らしをより豊かにしていく。

【Quality of Life】…

「生活の質」や「人生の質」を指す。頭文字をとって QOL と呼ばれる。